平成２４年（再イ）第９号
栃木県那須塩原市若草町116番地96
再生債務者　八木沢昭夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月６日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（再イ）第１４号
愛知県豊川市市田町中社62番地の２
再生債務者　佐野　彰彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月６日
名古屋地方裁判所豊橋支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７７号
東京都東村山市栄町１－５－４－905
再生債務者　渡邊　昭俊
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１６９号
愛知県春日井市東野町10丁目17番地１　ライオンズガーデン春日井東野町202号室
再生債務者　清水　和男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年12月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
山形県米沢市大字吹屋敷841番地の５
再生債務者　加藤美智子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月10日から平成25年１月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（再ロ）第１０１０１号
東京都八王子市高倉町26―１―303
再生債務者　室賀　利貴
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月15日から平成25年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1323番地１
室町団地12―１号
再生債務者　佐藤　和文
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月17日から平成25年１月24日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1504番地９
再生債務者　山城千恵光
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月16日から平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４号
石川県小松市矢崎町甲57番地　ジャンティＢ203号
再生債務者　杉本　　満
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月27日まで
平成24年12月６日　金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
神奈川県横須賀市公郷町２丁目11番地11　ベルウッド館303
再生債務者　山下　孝則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月６日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（再ロ）第１号
熊本県上益城郡山都町馬見原127番地
再生債務者　間　　末洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月６日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３号
滋賀県高島市新旭町新庄1320番地
再生債務者　文山貴博こと　崔　　秉奎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月５日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第９号
沖縄県那覇市字識名1188番地１　ラフィーネヌーベル識名403
再生債務者　島袋　　祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月５日
那覇地方裁判所民事第３部

会社公告

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.tsuken.co.jp/koukoku.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十九日
掲載頁　四十六頁（号外第一一六号）
平成二十四年十二月十四日
札幌市白石区本通十九丁目南六番八号
（甲）株式会社つうけん
代表取締役　田原　米起
札幌市白石区本通十九丁目南六番八号
（乙）北東電設株式会社
代表取締役　林崎　博樹

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十四日
掲載頁　八十三頁（号外第一五九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月三十一日
掲載頁　一一〇頁（号外第一一八号）
平成二十四年十二月十四日
香川県高松市六条町一四六八番地二
（甲）株式会社西協建設
代表取締役　吉田　　修
香川県高松市香西本町四〇番地
（乙）株式会社エコグリーン
代表取締役　吉田　　修